

別表

国立市環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区 分	評価点
前年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 ※1 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.375未満	70
	0.375以上0.400未満	65
	0.400以上0.425未満	60
	0.425以上0.450未満	55
	0.450以上0.475未満	50
	0.475以上0.500未満	45
	0.500以上0.520未満	40
前年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	15.00%以上	20
	8.00%以上15.00%未満	15
	3.00%以上8.00%未満	10
	0%超3.00%未満	5
	活用していない	0

加点項目	区分	評価点
省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により電気事業者ごとに個別に公表されている調整後排出係数で、事業者全体の数値をいう。

（注）前年度の小売電気事業者ごとの調整後二酸化炭素排出係数について、官報に掲載されるまでの電力調達契約の入札の場合にあっては、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。
（算定方式）

前年度の未利用エネルギー活用状況（％）＝（前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）÷前年度の供給電力量（需要端））×100

（注）未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- （1） 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- （2） 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

- （1） 工場等の廃熱又は排圧
- （2） 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- （3） 高炉ガス又は副生ガス

なお、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

また、前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。

（算定方式）

前年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）＝ 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端） ÷ 前年度の供給電力量（需要端） × 100

1. 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

- ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※4 需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

国立市長 殿

所 在 地
名 称
代表者名 ㊟

国立市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

国立市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、国立市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。
なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

基本項目及び加点項目

基本項目	数値等	評価点
前年度の 1 k W h 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位：k g - C O 2 / k W h)		
前年度の未利用エネルギー活用状況		
前年度の再生可能エネルギー導入状況		
加点項目	取組の有無	評価点
省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組		
合計		

(注)

- (1) 「数値等」及び「評価点」には、別表により算出した値を記載すること。
- (2) 「数値等」の算出根拠となる書類を添付すること。
- (3) 前年度の小売電気事業者ごとの調整後二酸化炭素排出係数について、官報に掲載されるまでの電力調達契約の入札の場合は、この様式中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。

第 号
年 月 日

（電気事業者） 殿

国立市長 印

国立市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

年 月 日付けで報告のあった国立市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

国立市電力の調達に係る環境配慮方針第 6 条の入札参加資格の要件を

備えている。

備えていない。